



令和6(2024)年第1回みよし市議会定例会で<sup>おやまたすく</sup>小山祐市長が令和6(2024)年度の「施政方針」を発表しました。まちの目指すべき方向性と取り組みについて、抜粋して紹介します。



ホームページ

## 市長あいさつ

令和6(2024)年度は、本市が進めている各施策において基点の年となる施策が重なる大変重要な年度であります。全ての世代の人が安心してみよしで暮らし続けるために子育てや教育、福祉、安全安心の確保、カーボンニュートラル、デジタル化などを進め「未来への成長を継続させ、次世代を共に育む予算」として編成を行いました。各施策の推進に当たっては持続的な歳入の確保に取り組みつつ、限られた財源を効果的・効率的に活用し未来への投資、人への投資につなげてまいります。

## 市役所のデジタル化

本年1月に国の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに本市が採択されたことにより、令和10(2028)年度までに実施予定であった市役所のデジタル化を前倒して実施します。これにより、今まで手書きをしていた申請書の自動入力やセルフ端末の導入、オンラインサポートによる待ち時間の短縮、申請ナビによるスマートフォン・パソコンからの電子申請など「書かない、待たない、来なくてもいい」窓口サービスを大きく向上させます。

## 医療介護連携拠点

令和8(2026)年度に医療・介護・保健・福祉の連携機能と専門家によるマネジメント機能を発揮するとともに、将来の医療社会制度の変化に対応するための病院機能を補う拠点施設を市民病院敷地内に設置する予定です。地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに健康寿命の延伸を図る中核的な施設として、令和6(2024)年度はこれらの機能を発揮できるよう実施設計を行い、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境整備に向けて取り組んでいきます。

## ゼロカーボンシティに向けた取り組み

本市は令和元(2019)年、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。令和6(2024)年度はゼロカーボンシティを実現していくための具体的な計画である「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定します。また愛知県が事務局を務める「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」に新たに加盟し、国・県・企業・研究機関などとの連携を強化することで、ゼロカーボン社会に向けた取り組みをより一層推進します。

## こども計画・こども基本条例の制定

令和5(2023)年12月、国の「こども大綱」が閣議決定されました。令和6(2024)年度はこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、本市のこども政策をまとめた「みよし市こども計画」を策定するとともに、こどもの安全や安心、居場所、学び、意見表明などこども政策の基本的視点を一元的に規定する「(仮称)みよし市こども基本条例」を新たに制定します。全てのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できる社会の実現に向けて取り組みます。

## 防災減災に向けた取り組み

市内の緊急輸送道路を対象に路面下空洞調査を実施します。また地震を想定した訓練について、実践型の訓練を拡充することで災害時における対応力の強化を目指すとともに、防災設備や体制の整備などを進めます。災害時には関係機関や自主防災会などと協力しながら適切な避難所運営ができるよう訓練を重ねていきます。

## 福祉施策

介護人材育成等支援事業を引き続き行うとともに、ケアマネージャー不足を解消して安定したサービスの提供を行うため、市内に居宅介護支援事業所を新設する法人へ開設準備に対する補助を行います。また65歳以上で中等度難聴により補聴器の装用が必要と判断された人へ補聴器購入費用を助成し、積極的な社会参加につなげます。

## 産業振興

宅配ボックスの設置に関する補助を行い、再配達の削減および配達車両から排出されるCO<sub>2</sub>の削減を図ります。また本市の産業・観光・農業の素晴らしさや魅力を感じてもらうため「MIYOSHIヒト・コト発掘体験会」を実施。市内で活躍している個人や事業者を案内人として募集し、それぞれの持つ技術や知識を参加者に伝えてもらいます。

## 教育

こどもの学校生活への適応を支援するため、小学校1・2年生の1学級当たりの児童数が30人を超える学年に市費採用教員を1人追加配置し、本市独自の多様な少人数指導を実施します。また校舎の大規模改修を進めるとともに、全ての小中学校の体育館へのLPガスを使用した空調機の設置を完了させます。

## 施設マネジメント

令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間で公共施設の現状を把握し、将来人口推計などから公共施設の在り方および再配置の方向性を検討していきます。このうち令和6(2024)年度は市としての公共施設の在り方について検討した内容を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の改定案を作成します。

## 子育て支援

保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費の無償化と、出生から高校生世代までの子ども医療費の無償化を実施します。またこどもの関わりに不安を抱え、子育てに向き合うことに困難を感じている保護者に対して、ペアレント・トレーニングなどを行い適切に子育てができるよう支援します。

## 福谷北地区まちづくり調査検討

名鉄三好ヶ丘駅南西から県道豊田知立線沿いに位置する福谷北地区は、駅近接という立地特性にありながら市街化調整区域として都市的土地利用が制限されている地域です。令和6(2024)年度はこの地区の現況調査や課題整理を行うとともに、高い立地特性を生かした今後のまちづくりの方向性や実現化方策の検討を行います。

## 人材育成・人材確保

会計年度任用職員の在り方を抜本的に見直し、報酬を大幅に引き上げ、勤務時間の長い職員を積極的に任用します。また市職員の事務職と保育士について年度途中での社会人経験者の採用を行います。みよし市人材育成基本方針に基づき、市民の思いや希望を形にするための政策形成能力の強化に継続して取り組んでいきます。

# 火葬場の在り方を考える

企画政策課 ☎32-8005 FAX76-5021

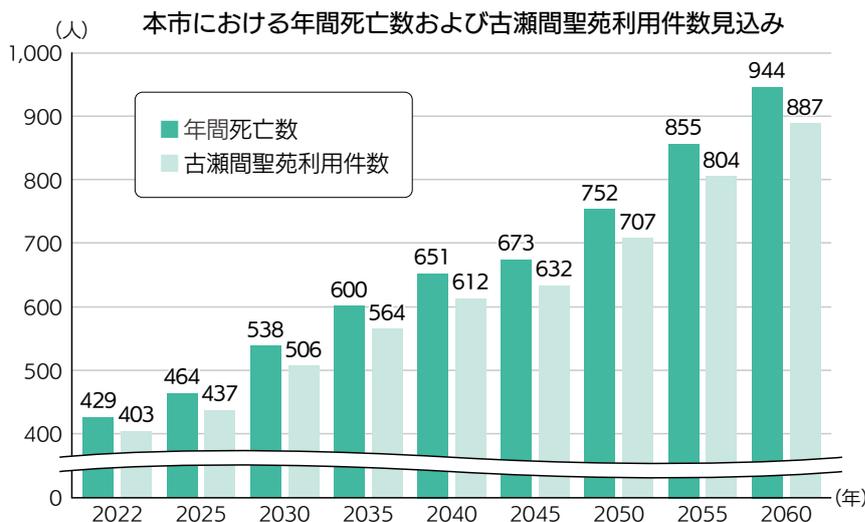
「火葬待ち」という言葉を聞いたことがありますか。火葬待ちとは数日から数週の間火葬ができない状況のことで、人口が集中する都市圏ではこの火葬待ちの状況が深刻化しています。火葬待ちの平均日数が4日を超えたり、中には最大17日となったりした自治体もあ

ります。では、本市の火葬を取り巻く状況はどのようになっていのでしょうか。今回の特集では、多くの市民が利用している豊田市の古瀬間聖苑こせませいえんや、本市における今後の火葬場の在り方を考えていきます。

## —— 本市における火葬事務 ——

### ① 年間死亡数の推移と見通し

本市における年間死亡数は年々増加しており、将来人口推計などのデータに基づくと、今後も死亡数は増加する見通しです。過去に本市で亡くなった人のうち約94%は古瀬間聖苑で、残りの6%はその他の施設で火葬利用されています。死亡数の増加に伴い、古瀬間聖苑の火葬件数は増加する見通しとなっています。



### ② 火葬事務の経緯

昭和45(1970)年、本市(当時の西加茂郡三好町)を含む近隣市町村の火葬事務を行う目的で、1市3町1村(豊田市・三好町・藤岡町ふじおか・足助町あすけ・小原村おばら)による豊田火葬場施設組合が設立され、豊田市古瀬間町に「豊田火葬場」を設置しました。昭和61(1986)年、火葬事務は豊田加茂広域市町村圏事務処理組合あさひ しもやまに引き継がれ、火葬事務の構成市町村に旭町・下山村が加入するとともに施設名称を「古瀬間聖苑」に変更。さらに平成13(2001)年には稲武町いなぶも加入し、次第に事務の圏域を広げて

いきました。平成17(2005)年に豊田市と近隣町村が合併したことで、豊田三好事務組合として火葬事務を開始。平成20(2008)年には1市1町による火葬事務を見直し、豊田市との話し合いを経て豊田三好事務組合を解散しました。同時に火葬事務などについて三好町が豊田市へ事務委託するという形で協議が成立。この協議において、古瀬間聖苑の土地や建物は本市と豊田市が互いに所有権を持つことが決まり、現在は両市の共有名義の財産となっています。

年月	施設名	運営主体	出来事
昭和45(1970)年1月	豊田火葬場	豊田火葬場施設組合	豊田市・三好町・藤岡町・足助町・小原村で一部事務組合を設立
昭和61(1986)年4月	古瀬間聖苑	豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	火葬事務の構成市町村に旭町・下山村が加入
平成13(2001)年4月			火葬事務の構成市町村に稲武町が加入
平成17(2005)年4月		豊田三好事務組合	豊田市・藤岡町・足助町・旭町・稲武町・小原村・下山村が合併
平成20(2008)年4月		豊田市	組合を解散し、三好町が豊田市へ事務委託

### ③ 古瀬間聖苑の概要

現在多くの市民が利用している古瀬間聖苑は、平成元(1989)年に建設されたものです。古瀬間聖苑には大人用の火葬炉が12基、小人用の火葬炉が1基あり、本市は豊田市へ負担金を支払い火葬事務を委託しています。火葬施設の利用料金は、豊田市民が無料(豊田市が全額負担)、みよし市民が4,000円(みよし市が一部負担)、それ以外の区域の住民が50,000円となっています。



古瀬間聖苑の正面玄関

### ④ 火葬のひっ<sup>ぱく</sup>迫という課題



古瀬間聖苑の炉前ホール

古瀬間聖苑に設置されている大人用の火葬炉12基は、1基当たり1日2件の火葬を想定して設計されており、1日当たり最大24件の火葬能力があります。1日の火葬件数が24件を上回ると古瀬間聖苑の火葬能力の限界を超え、火葬がひっ迫する事態になります。ひっ迫が続くと火葬待ちが発生し、しばらくの期間遺体を安置しなければなりません。現在、古瀬間聖苑における火葬がひっ迫しつつある要因として次の2つが考えられます。

#### 1 死亡数の増加に伴うひっ迫

死亡数の増加に伴い、古瀬間聖苑の利用件数も年々増加しています。令和12(2030)年頃には古瀬間聖苑の火葬能力は限界に近づく見通しです。現在既に、死亡数が増加する冬季には火葬件数が1日24件を超えることもあり、火葬待ちが発生しています。火葬待ちが1日でも発生すると、次の火葬待ちが連鎖的に発生する状態が生まれてしまいます。

東京などの首都圏では火葬待ちが続き、深刻な問題となっています。増え続ける火葬需要への対応に「市民優先枠(※)」の設定が各自自治体で進められています。

#### 2 八事斎場の稼働停止に伴うひっ迫

名古屋市天白区にある八事斎場は、施設の老朽化から再整備を計画し、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度にかけて稼働停止を予定しています。現在設置している火葬炉46基を24基へ減らし、名古屋市民と近隣自治体の一定数が利用する炉数のみでの整備計画です。これらに対応するため、今後名古屋市では市民優先枠を設定して名古屋市民の火葬の確保を行う予定です。

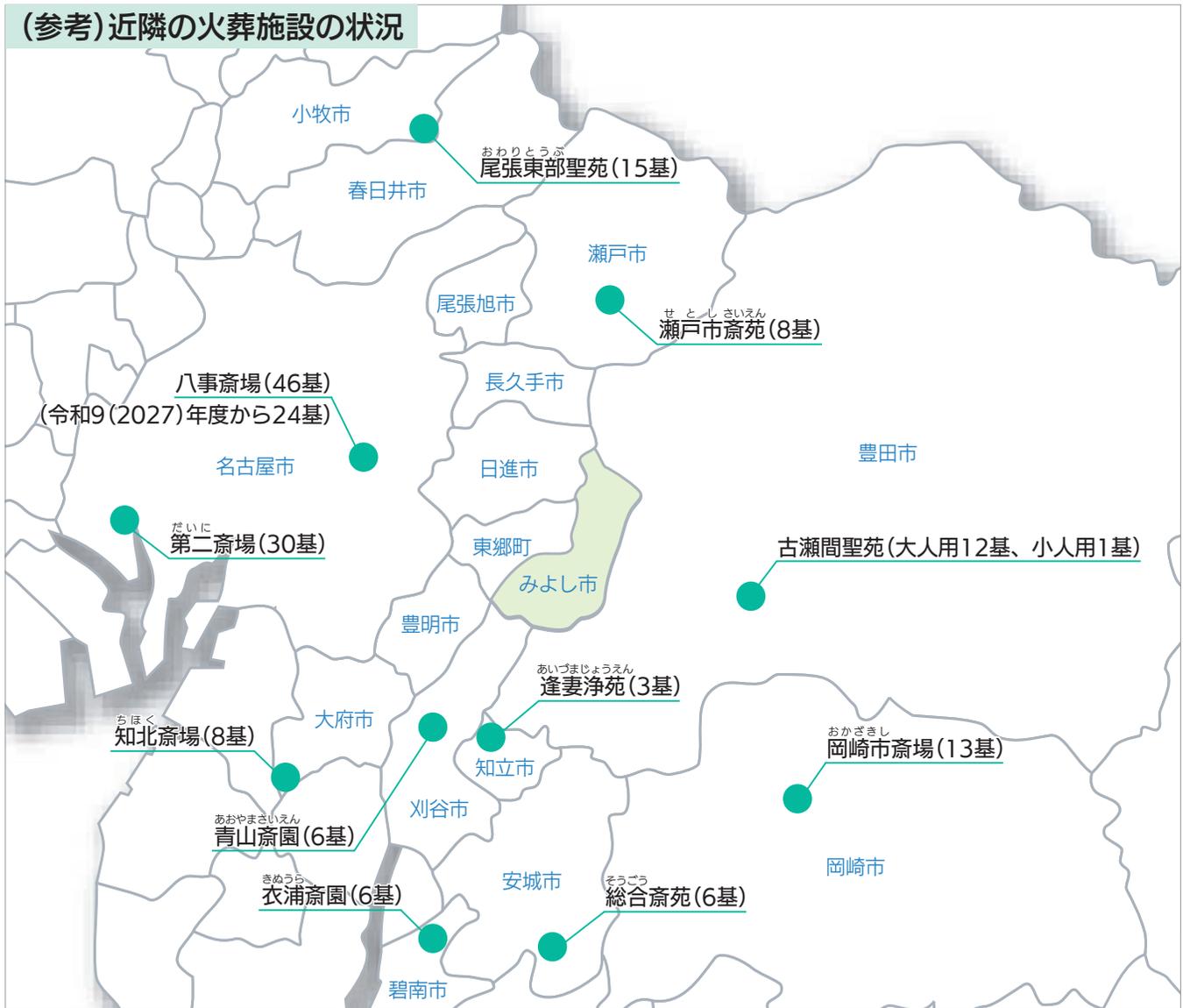
このことから名古屋市近隣自治体の住民は八事斎場の利用が困難になってくることが予想され、近接する古瀬間聖苑に利用者が流入することが懸念されています。

※市民優先枠とは、火葬施設の利用において市民の利便性を図るため、市民と市民以外で予約できる日数に差を設けたり、市民以外が利用できる時間帯を制限したりするものです。

- 例①…市民はいつでも施設の予約ができるが、市民以外は希望日の2日前からしか予約できない
- 例②…市民のみ利用できる時間帯(正午前後など)を設け、市民以外はその時間帯を利用することができない



## (参考)近隣の火葬施設の状況



## ⑤ 火葬場の在り方の見直し

こうした中、令和4(2022)年7月、豊田市より古瀬間聖苑の土地と建物の共有および事務委託の見直しを求める申し入れがありました。

本市では現在豊田市と協議を重ね、八事斎場の稼働停止における影響や古瀬間聖苑の今後の火葬件数の見直しについて情報共有を行うとともに、火葬施設の具

体的な更新・改修計画などについて豊田市へ情報提供を求めています。

また市民の皆さんが古瀬間聖苑における火葬の逼迫による火葬待ちの影響を受けず、故人の死を心静かに受け入れ安心して弔うことができるよう、火葬場の在り方について検討を重ねています。

## 講演会を開催しました

火葬事務の現状や課題などについて市民の皆さんの理解を深めることを目的に、1月から2月にかけて「みよし市特別講演会 弔う空間としての火葬場を考える」を計3回開催。講師に一般社団法人火葬研究会長の武田至さんを招き、240人の皆さんに会場いただきました。

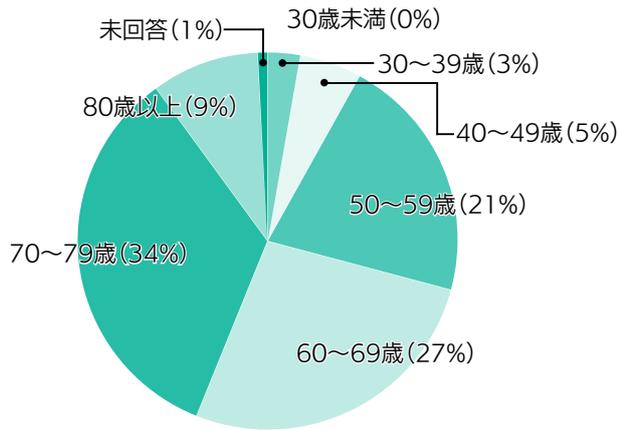
火葬場は「全ての人が避けることのできない死に関わる施設であり、告別、見送り、収骨行為を通じて遺族がその悲しみを受け入れるための場である」、「故人を送る場所として、その地域にとってふさわしい施設とするためにはどうあるべきかについて行政と住民が一体となり検討を重ねていくことが大切である」と講演していただきました。



▲講師の武田さん

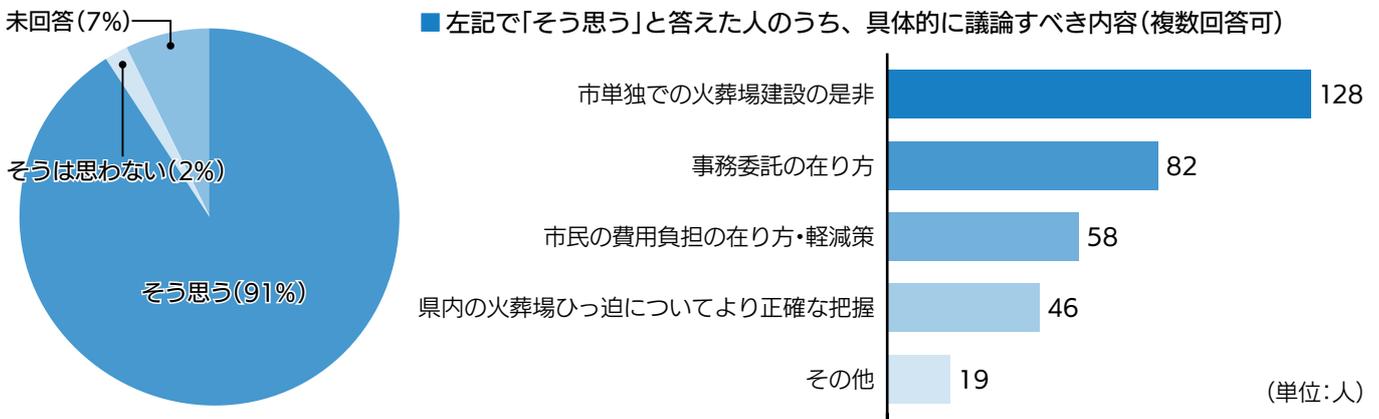
## 【来場者アンケート(回答率71.3%)】

### Q 年齢をお聞かせください



▲みよし市役所での講演会

### Q 市民と市で、より深く火葬場の在り方を議論すべきと思いますか



### Q 自由記述における意見(抜粋)

- 火葬場の在り方について市民に発信し、アンケートなどで市民がどのように考えているか議論した方がよい
- 知り、学び、話し合い、市民参加で考えていくことが大切である
- 市民への情報公開と、今後の火葬場の在り方などについて市民を巻き込んで検討してほしい
- 市民を巻き込んだ議論と、早期の決断をお願いしたい
- 故人とゆっくりお別れがしたいので、時間で区切られ追い立てられるような火葬は嫌だ
- 自治体として火葬場を持つことは必要だと思う
- 高齢化が進むみよし市で、近場での火葬場は必要と考える
- 市単独で火葬場を設置する場合、丁寧な関わりで候補地および周辺地域の人と円満に手続きを進め、火葬場の設置に困らないようにしてもらいたい
- 動物葬もできるように検討してほしい

火葬場は市民にとってなくてはならない施設であり、故人を送り出す大切な場所です。今後も火葬場の在り方について市民の皆さんと一緒に考え、本市が進むべき方向性を決めていきます。随時、市民の皆さんのご意見を受け付けています。企画政策課までメール(✉kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)、郵送、電話、ファクス、または直接お寄せください。